

## 高等学校移管に伴う取扱い（案）

職 種	取扱い	備 考
教諭(※1)	府採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府の採用手続き(選考に応募)が必要</li> <li>・府採用決定後、市の退職手続き</li> </ul>
養護教諭		
実習助手(※2)		
事務職員(※3)		
再任用教諭 再任用養護教諭 再任用実習助手	府に派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市退職者を府で再任用できないため、本市の再任用として府へ派遣</li> <li>・R3年度末定年退職者については、府の勤務形態で募集 (週31時間勤務がない以外は同じ)</li> </ul>
管理作業員	府に派遣 派遣期間満了後は 市立学校園に 人事異動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣期間は1年単位とし、民間委託までの間 (学校により原則1年間～3年間)</li> <li>・派遣職員内で、現業管理体制を構築</li> </ul>

- ※1 教諭のうち、中学校からの人事交流者については、令和3年度末をもって中学校へ復帰するものとします。
- ※2 実習助手の採用者数が大阪府の配置基準を超える場合、現大阪府立学校の実習助手への配置となる可能性があります。
- ※3 大阪府を希望する事務職員については、府の基準人数までは府の採用となります。但し、府の基準人数を超える場合は、市立小中学校等への異動を検討。また、府の基準人数を満たさない場合は、派遣を行うことを検討。  
令和3年度末年齢60歳以上64歳以下の学校事務職員については、令和4年4月からは大阪市の他校種(市立小・中学校等)での勤務となります。
- ※4 ・大阪府での講師を希望する者については、府の講師希望者登録(令和3年11月頃を予定)を行ってください。  
・大阪府での臨時主事や臨時の実習助手等を希望する者については、原則ハローワークを通じて手続きを行ってください。  
・会計年度任用職員(非常勤講師除く)については、高校移管後となる令和4年度以降、本市としての募集はありませんのでご理解願います。  
・なお、いずれの職につきましても、大阪府で引き続き何らかの勤務を希望される方につきましては、大阪府で募集する職に希望登録を行ってください。